

徳島県告示第五百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者をマイナポータルを経由する旅券発給申請に係るクレジットカードを利
用して納付する旅券発給手数料の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定
により告示する。

令和五年十一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令和五年十一月一日